

# 論点メモ Ver.2

本メモは、これまでの議論を整理したものにとどまり、今後の本研究会の結論に直結するものではない。

## I. 総論

### 1. 評定制度の意義

#### (1) 導入の意義

- 「金融改革プログラム」の中における評定制度の意義を議論する必要がある。

#### ー金融機関に対する経営改善に向けての動機付け（補強性の原則）

- 評定基準の開示が、金融機関に対する努力目標となり、利用者の利便性の向上にも繋がる制度となるのではないか。
- 金融機関の経営においては、市場メカニズムによる牽制と自己責任原則に基づく経営管理が一番重要であり、民間格付機関の格付、金融検査における評定のいずれにしても、これを補足する制度であることが基本となるのではないか。
- 市場の参加者が「規制強化」や「行政機能の拡大」というように捉えることなく、ポジティブにこの制度を活用するための手立てについての議論が必要。

#### ーメリハリのある行政対応

- ・ 検査の濃淡（効率性の原則）
- ・ 検査と監督の連携（実効性の原則）

#### ールールの明確化（透明性の向上）

#### ーその他

- 地域性等
  - ・ 地域再生等の地域経済への貢献をどのように扱うか、検討する必要がある。
  - ・ 収益性の判定に当たっては、形式的なマトリックスに当てはめるのではなく、地域性を踏まえた基準を検討する必要がある。
- 金融検査における評定においては、国のサポート等を考慮する前の段階の情報を基に評定することになるのではないか。

## (2) 導入の場合の課題

### －運用の統一

### －金融機関の規模や特性を踏まえた運用のあり方

- 検査にあたっては、金融機関のリスク特性に応じたリスク管理態勢ができていないかを検証すべきであり、杓子定規なものにならないようにする必要がある。
- 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の趣旨を踏まえ、債務者の経営実態をきめ細かく検証するよう努めることが重要。
- 民間格付機関の格付においても、金融機関の規模・特性には配慮しており、収益性や信用リスクを勘案した格付の判断を行っている。

### －風評リスクへの対応

- 現在、検査が実施されている金融機関名が公表されているが、評価制度を導入した場合には、検査頻度が高いと評価が悪い金融機関ではないか、との一段の風評リスクを招くこととなり細心の注意が必要。

### －その他

- ルールの特典化の観点から、金融庁が実施している金融検査と日本銀行が実施している検査との間で重複感のないようにできないか。
- 仮に、評価制度が導入された場合に評価結果に対して金融機関側に異議がある場合の意見申し出の方法について、検討する必要がある。

## 2. 評価制度の位置付け

- 金融検査における評価と民間格付機関の格付については、目的や位置付けが違う以上、両者の判定基準も明確に違ってくるはずである。

### ○検査の濃淡とのリンク

- 検査については、金融機関に対する監督とは違った役割を担っており、その役割に相応しい検査の運用と評価制度の実現を目指すべきである。

## ○ 検査と監督の連携

### ーオフサイト・モニタリングとの関係

- 英国においては、評価項目について、原則としてオフサイトで検証を行い、情報が不足している項目についてオンサイトで検証を行う。

### ー監督上のメリハリある対応

## ○その他

## 3. 基本設計上の主な個別論点

### ○総合評価と個別評価の関係

- 過去破綻した事例等に鑑みると、コーポレートガバナンスが機能していないことが破綻の最大の原因になっている場合も多いので、コーポレートガバナンスの評価については、総合評価の際に、他の評価項目と横並びでウェイト付けをして、点数化するということになじまないところがある。
- 旧評価制度については、バブル期において銀行が大きなリスクを抱えていることを認識していたにもかかわらず、多くの含み益を有する状況を勘案すると、経営管理等にマイナス評価を付けることが実際には困難であったことや、また、重要指標である正味自己資本比率などの項目に対する適時適切なウェイト付けが困難であった。
- 総合評価のウェイトについては、その時々において重きを置かなければいけない項目があり、時と場合と相手によっては必ずしも同じウェイトとはならないということが、ウェイト付けが難しい要因ではないか。

### ○評価項目等

- 金融監督庁発足以後の金融行政の変化を十分に意識して、プロセスチェックを重視している現行の金融検査マニュアルに沿った評価制度を設計するべきである。
- 態勢面を中心とした立入検査においてのみ把握される項目と収益面を中心とした財務諸表等の立入検査を行わずともモニタリングによって把握できる項目とを分別して、どちらの項目にウェイトを置くのが適切かを検討する必要がある。

- 米国では「CAMELS」に加えてITとしての「I」も重要になっている。システム・リスクに関する問題についても検討対象とする必要がある。
- 従来の格付けにおいては、財務の健全性が重要な事項とされていたが、今後の評定制度においては、どのような金融機関に高い点数が付くのか、といった評定の軸足に対する検討が重要。
- 評定制度の設計にあたっては、特にディスクロージャの対象となる様な財務数値等に重点をおいた評定とすべき。
- 旧評定制度に対する反省を踏まえると、コーポレートガバナンスや経営管理といった項目を如何にして評定制度に折り込むのが妥当か、議論する必要がある。コーポレートガバナンスの評価については、形式が整っていても内容が悪いという場合もあるので、なるべく実態を把握した上で評価する必要がある。
- 制度設計に当たっては、英国のように網羅的な評定項目を設ける必要があるのかの検討が必要。
- 日本の検査マニュアルには設けられていない「ITシステム」「市場の透明性」「カルチャー（企業風土）」といった項目については、評定項目の設定に当たって参考となるのではないか。
- 英国においては、日本の検査マニュアルに比べて顧客サービスにかかる評定項目が多いような印象を受ける。
- 資本の十分性の評価については、金融機関の抱えるリスク量、収益力を踏まえつつ、一定の前提の下で先行き安定的に維持できる自己資本比率を算出するという仕法も考えられるのではないか。

## ○評価段階数

- 評定ランクを何ランクに設定するかは、その評定結果をどのような目的で利用していくかによって決まるのではないかと。

## ○その他

## II. 各論

### 各評定項目における着眼事項及びその検証方法